最高裁判所

高等裁判所長官　　中山　隆夫

広島高等裁判所長官に補する

最高裁判所判事秘書官　　木村　孝二

最高裁判所判事寺田逸郎付秘書官を命ずる（以上二十二年十二月二十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ブラジル国大統領ジルマ・ヴァナ・ルセーフ閣下の大統領就任につき、1月1日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、1月四日ミャンマー国の独立記念日につき、同月一日同国国家平和開発評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年一月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　新たに一級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
苫小牧水先区	平成二十三年一月二十五日	北海道運輸局（札幌市中央区大通西十丁目　札幌第二合同庁舎）	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（札幌市中央区西十丁目　札幌第二合同庁舎　郵便番号〇六〇―〇〇四二）	平成二十三年一月十九日（郵送による場合は、一月十九日必着）	平成二十三年二月十日
室蘭水先区					
鹿島水先区		関東運輸局（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三三）		
東京湾水先区					

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年12月16日に下記の日本工業規格を制定および改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年1月6日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

記

制定された日本工業規格

無線式列車制御システム―第2部：システム要求事項　E3801―2

改正された日本工業規格

鉄道用分岐器類のクロッシング―形状及び寸法　E1306

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

官庁報告

伊勢三河湾水先区	中部運輸局（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館　郵便番号四六〇―八五二八）			
大阪湾水先区	神戸運輸監理部（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）			
内海水先区					
佐世保水先区	九州運輸局（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館　郵便番号八一二―〇〇一三）			

備考　身体検査は、受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。

ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）より通知する。

ハ　その他

イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年一月六日

九州経済産業局長　滝本　徹

一　件名　佐賀ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年二月九日　午後二時から

三　場所　財団法人佐賀県教育会館（佐賀県佐賀市高木瀬町東高木二二七―一）

四　事案の要旨

1　熱量変更費用の償却終了に伴い総原価を見直した結果、現行ガス料金を平均六・五七％引き下げるほか、その他供給条件の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。

2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）並びに佐賀ガス株式会社（佐賀県佐賀市兵庫町大字西渕一九九六番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した九州経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「佐賀ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年一月二十六日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。